

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年12月まで

私は、職場の先輩から国民年金について教えてもらい、平成2年2月ないし同年5月頃に当時居住していたA市又はB区で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については銀行と郵便局を中心に10回以上に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月ないし同年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については、銀行と郵便局を中心に10回以上に分けて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時に申立人が居住していたA市又はB区では払い出されておらず、申立人がその後に居住したC市で払い出されていることが確認できる上、手帳記号番号が払い出されたと推測される5年1月頃では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫名義の銀行口座から自動引落としにより納付していたはずである。口座引落としの中止手続を行った記憶も無いので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、その夫名義の銀行口座から口座振替で納付していたはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳によると、昭和60年4月1日にA村（現在は、B市）において被保険者資格を喪失した記載があり、「A村」と押印されている上、申立人が居住しているB市の国民年金被保険者名簿においても、同年4月1日に申立人が被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人が同村において資格喪失手続を行ったものと判断できる。

また、申立人が記入したと思われる昭和61年3月20日に提出した国民年金被保険者資格取得届書には、申立人が同年4月1日に被保険者資格を再取得することが記載されていることから、申立期間は、国民年金に未加入となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。